



「IPA ポータルシステムの保守更新」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2020年1月17日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで運用している「IPAポータルシステム」に関する保守更新の契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 運用・保守契約の概要

(1) 名称

「IPAポータルシステムの保守更新」

(2) 契約期間

2020年2月1日（土）より2020年9月30日（水）

ただし、IPAとの協議により契約期間の延長を行う場合あり。

(3) 概要

現在、IPAで運用している「IPAポータルシステム」を引き続き安定稼働させるために、技術サポート、故障対応等の保守サポートを継続することを目的とする。

具体的な業務の内容については、別紙「保守仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(9) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「保守仕様書」参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

総務部システム管理グループ 担当：吉田、塚田

電話番号：03-5978-7519

E-mail：sysg-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 運用・保守契約の概要」及び別紙「保守仕様書」に記載の保守サポートの提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2020年1月27日（月）17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. 保守契約の概要」及び別紙「保守仕様書」に記載の保守サポートの提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「IPAポータルシステムの保守更新」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 前記○印を記す	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒				
	所属・氏名	TEL :			
		FAX :			
		E-mail :			
業績	項目	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高		百万円	百万円	百万円
	営業利益		百万円	百万円	百万円
	経常利益		百万円	百万円	百万円
	資本勘定		百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益		百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)		百万円	百万円	百万円
	定期預金残高		百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無		有・無

保守仕様書

1. 件名

「IPA ポータルシステムの保守更新」

2. 目的

現在、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）で運用している IPA ポータルシステムを引き続き、安定稼働させるために各システムの保守サポートの継続を目的とする。

3. 保守サポート業務範囲

保守契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年2月1日から2020年9月30日までの8か月間 ただし、IPAとの協議により契約期間の延長を行う場合あり。
保守サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハードウェアの障害については、365日24時間での受付と、受付から当日4時間以内でのオンサイト保守のサービスを提供できること。 ・ 対象サポートハードウェア及びソフトウェアに関する技術的な問合せ等を受け付ける保守窓口は、平日9時から17時の時間帯を含む受付と応答相当のサービスを提供すること。また、日本語によるコミュニケーションが可能なこと。
保守サポート要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPAポータルシステムの機能や構成、及びIPAポータルシステムに接続しているネットワーク環境を踏まえた、的確な保守サポートを提供すること。 ・ システムに係る問題で、操作マニュアル、運用マニュアル等により判別付かない事象が発生した場合、可能な限り速やかに、IPAの運用管理担当者が対応できるレベルの情報を提供できる体制が整っていること。 ・ システムの問題に関し、問い合わせを受けた場合、管理表を作成し、対策の進捗状況を管理し、状況変化について随時報告すること。なお、問題が長期化する場合、定期的にその進捗状況を報告すること。 ・ サーバOSやアプリケーションソフトウェアへの更新プログラムをIPAが適用する前に、更新プログラムの適用がシステムの動作に支障を来さないことを確認する予定であるが、この問い合わせに対し、関連する情報を提供できること。 ・ IPAの秘密情報が含まれるハードディスクやテープメディア等の記憶媒体をIPAから持ち出す場合は、記憶媒体に保存されている機密データを完全に消去すること。 ・ 保守サポート作業の完了を報告する書面（具体的な様式は、協議により決定）を作業の終了（2020年9月30日）の後、7営業日以内に提出すること。
保守サポート対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ HP ProLiant DL360 G7 7台 ・ Server Protection for Windows 7台分 ・ Microsoft SharePoint Server ・ Windows Server Update Services ・ バックアップソフト（BackupExec）7台分 <p>上記のハードウェア、ソフトウェア及び関連するネットワーク設計と機能などをサポート対象とする。</p>
業務執行体制要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守サポート対象に対する知見を有する者を含んだ体制で実施すること。 ・ 契約開始日には運用状況を把握したサポートが可能なこと。

4. セキュリティ要件

- (1) 本業務の過程で知り得た秘密は他に漏えいせず、また本業務目的の範囲を超えて利用しないこと。なお、本項の規定は本業務が完了し、または本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
- (2) 機密情報の取り扱いに留意し、本業務の過程で収集・作成する情報に対して、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応、意図せざる変更が加えられない対策など適切に情報セキュリティ対策を実施すること
- (3) 本業務に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、業務開始までに IPA に説明し、承認を得ること
- (4) 本業務において情報セキュリティインシデントが発生した場合、IPA の指示に基づき適切に対応すること
- (5) 本業務に係る保護すべき情報は適切な暗号化など、安全な方法で受け渡しをすること。また、一時的に IPA から提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、担当職員の確認を必ず受けること
- (6) 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること
- (7) 請負者の情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合、IPA と調整し、適切に対処すること
- (8) 資本関係・役員等の情報、事業の実施場所、事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍等に関する情報提供を行うこと

以上